

富士見市基本構想審議会傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富士見市基本構想審議会(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受付)

第2条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、会議の当日、受付において所定の用紙に自己の住所及び氏名を記入し、職員の指示に従って着席するものとする。

(入場の禁止)

第3条 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が職務上支障があると認めた者は、傍聴席に入場することができない。

(遵守事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席にあるときは静かに傍聴し、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 議事に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 会議の妨害となるような言動をしないこと。
- (3) 会議中、みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 携帯電話、撮影機器、録音機器その他これらに類する機器を使用しないこと。

(退場)

第5条 会長は、傍聴人が前条の規定を遵守せず、そのために会議の進行が妨害されたときは、当該行為を制止し、その命に従わないときは、当該傍聴人に対し退場を命じることができる。

2 傍聴人は、退場を命じられたとき、又は会議が終了したときは、直ちに退場しなければならない。

(定めのない事項)

第6条 この要綱に定めのない事項については、会長が決定するものとする。ただし委員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。